

「第65回指定都市市長会議」の開催結果について

指定都市市長会（会長：久元 喜造 神戸市長）は、7月22日（水）、

「第65回指定都市市長会議」を開催し、次の要請を採択しました。

《採択した要請》

- （１）地域未来戦略の推進に関する指定都市市長会要請
- （２）ふるさと納税制度の見直しに関する指定都市市長会要請
- （３）特別養護老人ホーム等の大規模修繕等に関する指定都市市長会要請
- （４）情報セキュリティの確保とクラウドサービスの利用推進に向けた指定都市市長会要請
- （５）都市再生の推進に関する指定都市市長会要請
- （６）大規模災害対策に関する指定都市市長会要請
- （７）医療的ケアが必要な方や強度行動障害の状態にある方の家族の支援に向けた指定都市市長会要請

※ 詳細は、別添資料をご覧ください。

※ 要請文の日付が空欄になっていますが、要請活動当日の日付を記載して省庁等へ提出する予定です。

問合せ先
担当：広域行政課
042-769-8248

地域未来戦略の推進に関する指定都市市長会要請

国は、地方創生２．０基本構想を決定し、今後１０年間を見据えた地方創生の方向性を定め、「地方創生に関する総合戦略～これまでの地方創生の取組のフォローアップと推進戦略～」を策定した。さらにこの総合戦略で整理した施策を基盤として、「強い経済」の実現に力点を置いた全体戦略である「地域未来戦略」とそれに基づく政策パッケージにより、地方に大規模な投資を呼び込み、各地に産業クラスターを戦略的に形成していくとともに、地方の大きな伸び代である多様で魅力ある地域資源を最大限に活用し、地場産業を含む地域の産業、地域経済の持続的な成長を図っていくとしている。

地域未来戦略において地方の役割とされる「地域産業クラスター計画」については、都道府県だけではなく、指定都市も策定できることとなったが、都道府県と異なる産業クラスター形成を目指す場合に限られている。さらに、地域産業成長プラン（地域産業クラスター計画及び地場産業成長プラン）を推進するための財源措置についても、国は、都道府県が基金を設置して取り組むことを想定し、令和８年度の地方財政措置として創設された「地域未来基金費」は、都道府県への普通交付税として措置されるため、指定都市へ配分される確実性がない。加えて、地域未来交付金についても、令和８年３月９日「地域未来交付金の交付上限額に関する指定都市市長会緊急要請」において、指定都市の区分の創設等を要請してきたところであるが、その交付上限額は、都道府県と、中枢中核都市及びその他の市区町村との間で差があり、さらに、中枢中核都市に該当していない東京圏の指定都市については、その他の市区町村と同額となっている。

指定都市はこれまでも様々な場面で圏域全体を牽引する役割を果たしてきており、求められている役割も拡大していることに鑑みれば、そうした役割が引き続き十分に発揮できるようにする必要があるが、この度の地域産業成長プランにおける指定都市の計画策定権限や地方財政措置はもとより、地域未来交付金の交付上限額についても、圏域経済を支える大都市である指定都市の強みを活かすには不十分であると言わざるを得ない。

については、指定都市が圏域をリードし、都道府県や周辺市町村とも連携しながら地域産業を成長・発展させ、地方創生の更なる推進を図れるよう、指定都市市長会として下記のとおり要請する。

記

圏域における経済活動の中枢を担う指定都市が、その中核的機能を十分に発揮し、「地域未来戦略」に基づく地方創生を一層強力に推進できるよう、都道府県と同等の計画策定権限の付与及び財政措置を行い、指定都市に集積する多くの企業・豊富な人材・技術等の資源を最大限に活用し、地域の実情に応じて圏域全体の発展を牽引する役割を果たせるよう制度設計を行うこと。

令和 年 月 日
指定都市市長会

ふるさと納税制度の見直しに関する指定都市市長会要請

ふるさと納税は、生まれ育ったふるさとや応援したい地方自治体に対して、税制を通じて貢献するという趣旨のもと創設された制度であるが、一部の地方自治体で過度な返礼品が設けられたことにより、返礼品を目的とした寄附者が増加している。

その結果、都市部の税収減に大きく作用し、指定都市における税額控除額は全国の市町村の3分の1超を占めており、ふるさと納税制度による指定都市の税収減は、もはや看過できる状況にない。

令和8年度税制改正において、特例控除額に193万円の定額の上限が新たに設定されたものの、この改正は、給与収入1億円相当を超える限られた高所得者を対象としたものであり、依然として指定都市の税収減が大きく、高所得者ほど制度の恩恵を受けうるという課題が残されている。

また、ふるさと納税ワンストップ特例制度については、マイナポータルを活用した寄附金控除に係る申告手続の簡素化までの特例的な仕組みとして導入されたにもかかわらず、令和3年分の確定申告からマイナポータルを活用した新たな申告方法が開始された後も廃止されていない。そのため、所得税控除相当額を個人住民税から控除するという現状の仕組みにより、本来、国が負担すべき減収分を地方自治体が肩代わりする状況が続いている。

については、指定都市市長会として下記のとおり要請し、その実現を強く求める。

記

- 1 ふるさと納税制度について、より本来の趣旨に沿った制度となるよう、特例控除額の上限額を引き下げるなど、更なる見直しを早急に行うこと。
- 2 ふるさと納税ワンストップ特例制度を速やかに廃止するとともに、廃止までの間、個人住民税から控除している所得税控除相当額について、地方特例交付金により全額を補填すること。

令和 年 月 日
指定都市市長会

特別養護老人ホーム等の 大規模修繕等に関する指定都市市長会要請

特別養護老人ホーム等の高齢者施設は、要介護者等の生活基盤であることはもとより、災害時には福祉避難所としての機能を担うことが期待されており、高齢化が進み、災害が頻発化・激甚化している我が国において、その重要性は一層増しているが、措置制度の下で建てられた多床室型の施設や介護保険法施行当初に建てられた施設など、築20年を超えるものが多くを占め、建物や設備の老朽化が顕在化しており、施設の大規模修繕や建替えのニーズが高まっている。

一方で、介護人材の確保や従事者の処遇改善、昨今の急激な物価高騰等による運営経費の増加に対し、介護報酬は公定価格であることなどにより、これらの施設は、独自に経費増加分を利用料等に転嫁することが困難であり、収支差率が著しく低くなっている。さらに、建築資材費や人件費の高騰など、建設費が大幅に増加しているため、大規模修繕や建替えに要する資金を十分に確保することが困難な状況が続いている。

都市部における介護需要が将来的にピークアウトを迎えることを踏まえ、大規模修繕などによる既存施設の有効活用や建替えにより対応（状況に応じた規模縮小を含む。）していく必要がある中、国においては、地域医療介護総合確保基金などにより大規模修繕に対する補助制度を設けているものの、建替えは対象外とされている。また、同基金を活用した補助制度は、介護施設等の新規整備を併せて実施すること等が補助要件とされているなど、多額の追加費用を要する仕組みで、活用しづらいものとなっている。さらに、令和7年度補正予算で新たに制度化された国土強靱化対策と一体的に行うことを要件とする補助制度は、基準額が低額で修繕費用を十分に賄うことができない。

全国的な建物の老朽化の進行、昨今の急激な物価高騰、建築資材費や人件費の高騰などの社会環境の変化や、将来的な介護需要のピークアウトを見据え、既存施設の長寿命化を図るとともに、計画的な建替えによる更新等を進めるため、指定都市市長会として、下記のとおり要請する。

記

老朽化した特別養護老人ホーム等について、昨今の社会環境及び将来的な介護需要の変化に合わせ、大規模修繕の補助要件の緩和や十分な補助基準額を確保するなど、活用しやすい制度へ見直すとともに、建替えを対象とする新たな補助制度を創設するなど、必要な財政措置を講じるための抜本的な見直しを早急に実施すること。

令和 年 月 日
指定都市市長会

情報セキュリティの確保とクラウドサービスの利用推進に向けた 指定都市市長会要請

指定都市においては、人口減少社会を見据えた持続可能な行政運営に加えて、人口規模の大きさや多岐にわたる業務を背景に、業務の効率化・高度化、住民サービスの向上に向けたデジタル化の推進がより重要となっている。また、A I 技術を悪用したサイバー攻撃をはじめ様々な脅威に直面しているほか、令和 8 年 4 月施行の改正地方自治法により「サイバーセキュリティを確保するための方針」策定やサイバーセキュリティの確保に必要な措置が義務付けられるなど情報システムの適正な利用を確保するための高度な情報セキュリティ対策が求められている。

これを実現するための情報セキュリティの専門人材の確保・育成は喫緊の課題であるが、国の実務者向け研修等を活用した専門人材の育成には時間を要するため、国による情報セキュリティ対策に係る相談窓口の設置や伴走支援等の人的支援が必要である。また、今後、情報セキュリティ対策の高度化や専門人材の不足等により、各地方自治体が個別に関連システムやサービスの調達を行うことがより困難となることから、自治体情報セキュリティクラウドのような共同調達・共同運用の仕組みの更なる整備等が求められる。

さらに、国は「クラウド・バイ・デフォルト原則」の徹底を掲げており、指定都市をはじめ全国の地方自治体でも、クラウドサービスの利用推進について検討する必要がある。総務省は「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）」において、個人情報や非公開情報を含む機密性の高い情報資産を扱う場合には、1, 0 0 0 項目以上の審査基準への適合や定期的な外部監査へ対応する I S M A P 又は I S M A P - L I U に登録されたクラウドサービスの利用を推奨している。しかし、地方自治体が必要とするクラウドサービスの提供事業者に対して登録を働きかけても、当該登録を受けるためには多大な作業と費用の負担を伴うことから、登録が進んでいない実状にある。各地方自治体は業務要件に合った適切な選択肢を確保するため、当該登録外のサービスを含めて検討を行っているが、その確認・評価の負担が大きいことがクラウドサービス利用推進上の課題となっている。

以上を踏まえ、情報セキュリティの確保とクラウドサービスの利用推進を図るため指定都市市長会として下記のとおり要請する。

記

- 1 A I 技術を悪用したサイバー攻撃等の脅威を踏まえ、専門人材が不足する中でも情報セキュリティ対策の強化を図るため、実務者向け研修等を実施するほか情報セキュリティ対策に係る相談窓口や伴走支援等の人的支援については、各地方

自治体のニーズを調査した上で容易に活用でき、かつ効果を得やすい仕組みとして整備すること。また、自治体情報セキュリティクラウドのような各地方自治体の負担を軽減でき、情報セキュリティ対策の強化に資する共同調達・共同運用の仕組みの更なる整備を推進すること。

- 2 ガイドラインで推奨するISMAPやISMAP-LIUについて、現行のセキュリティ水準を確保しつつ、地方自治体におけるクラウドサービスの選択肢を拡大するため、事業者に対して過度な負担となっている要件や費用等の軽減につながる見直しを行い、登録を促進すること。また、登録外のクラウドサービスの利用が必要な実態を踏まえ、ガイドラインで示される情報資産の分類に応じたセキュリティ要件等を専門人材が不足する地方自治体が円滑かつ的確に確認・評価できるよう、国として参考となる評価手法の整備等必要な支援を行うこと。

令和 年 月 日
指定都市市長会

都市再生の推進に関する指定都市市長会要請

平成14年の都市再生特別措置法施行以来、各種都市再生制度が運用され、全国各地で都市再生が進められることにより、圏域の中核や地域の拠点として必要となる都市機能の集積や都市基盤の整備が図られてきた。

一方で、人口減少の本格化、資材価格やエネルギー価格の高騰など、大きく変化し続ける社会経済情勢に対応した都市再生を推進することにより、都市の活力を取り戻すとともに、多極分散型社会を実現し、魅力にあふれ、暮らしやすい持続可能な街を将来世代にも引き継いでいくことが求められている。

特に近年では、建築費の高止まりや資材不足等の事業環境の悪化により都市再生の停滞が危惧される深刻な事態に直面している。

各自治体が抱える重要な都市開発プロジェクトの推進のためには、時代のニーズに即した民間開発等の呼び込みや民間事業者との連携が欠かせず、都市の成長に繋がる安定的な事業推進に係る国の支援は極めて重要である。

また、広域ネットワークの形成に係る都市基盤整備については、地方のみにとどまらない広域のプロジェクトとして国と地方が連携して進める必要がある。

ついては、都市再生の推進に向けて、下記のとおり要請する。

記

(令和の都市（まち）リノベーション推進に対する支援)

- 1 令和の都市（まち）リノベーションを国、地方公共団体、地域住民・事業者等が一体となって、機を逃さず、強力に進めていくため、令和8年5月27日公布の改正都市再生特別措置法の趣旨及び具体的運用が早期に浸透するよう、分かりやすく体系化されたガイドラインの整備と周知徹底を行うこと

併せて、本法改正と一体となって都市の価値向上に資する既存のウォーカブル施策や、コンパクト・プラス・ネットワークの推進を含め、以下に対する支援を強化すること

①ウォーカブル施策に対する支援

「行きたくなる」「過ごしたくなる」といった視点を重視し、ウェルビーイングの向上やパブリックライフの浸透につながる施策を推進するため、民間事業者等によるウォーカブル空間の創出や利活用を促す財政支援を拡充す

ること

②エリアマネジメント活動に対する支援

持続的なエリア価値の向上を図るため、公物占用料の減免等のインセンティブを充実するとともに、専門人材の育成・確保や官民連携による取組の将来にわたる活動継続を支えるため、十分な財源の確保及び機動的な財政支援を実施すること

③既存ストックの保全・活用に対する支援

既存ストックや地域資源を活かし、地域固有の魅力を高める取組を促進し、官民連携により継続的にエリア価値向上を図る体制の構築支援や財政支援の拡充を行うこと

④立地適正化計画の作成や見直し等に対する支援

コンパクトなまちづくりを推進するため、立地適正化計画の作成や見直し等への支援を充実するとともに、業務施設等の立地促進などへの十分な財源の確保及び「まちづくりの健康診断」などを活用した技術的支援を実施すること

(環境に配慮したまちづくりに対する支援の強化)

- 2 環境に配慮したまちづくりを推進するとともに、ウェルビーイングの向上を図るためには、都市における緑地・オープンスペースの確保が重要であることから、民間事業者等による良質な緑地確保の取組に対して評価・認定を行う優良緑地確保計画認定制度（T S U N A G）について、認定取得を促進するためのインセンティブの強化を図ること

併せて、官民連携による緑地・オープンスペースの確保を強力に後押しするため、「民間主体による低未利用地の活用を促進する市民緑地に係る税制上の特例措置（令和9年3月31日まで）」について、特例措置期限を延長すること

(地方都市等の再生に対する支援)

- 3 市街地再開発事業や土地区画整理事業、都市再生整備計画関連事業などのプロジェクトは都市の再生に重要かつ効果的な事業であることから、物価高騰や事業の長期化等の事業環境下においても確実かつ円滑に推進できるよう、それらの事業を支援する十分な財源の確保や事業の進捗に合わせた機動的な財政支援及び税制上の柔軟な取扱いを実施すること

また、「市街地再開発事業の施行に伴う新築の施設建築物に係る税制上の特

例（令和 9 年 3 月 31 日まで）」及び「特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得に係る税制上の特例（令和 8 年 12 月 31 日まで）」について、特例措置期限を延長すること

（災害に強いまちづくりに向けた支援）

- 4 大規模な地震が発生した場合における都市再生緊急整備地域や主要駅等における滞在者等の安全の確保と都市機能の継続を図る都市安全確保促進事業について、十分な財源を確保するとともに、ソフト・ハード対策への機動的な財政支援を実施すること

また、近年、全国的に地震や風水害等の甚大な災害が多発する中、安全なエリアへの自主的な移転を促進するため、「災害ハザードエリアからの移転促進のための税制上の特例措置」について、不動産取得税の特例措置期限（令和 9 年 3 月 31 日まで）を延長すること

（国際競争拠点都市整備事業等への機動的な財政支援）

- 5 我が国の経済の牽引役となる都市の国際競争力強化を図るため、オフィスやイノベーション拠点の集積やターミナル駅の機能強化などに資する都市インフラの整備を対象とする国際競争拠点都市整備事業等について、十分な財源を確保するとともに、事業の進捗に合わせた機動的な財政支援を実施すること

令和 年 月 日
指定都市市長会

大規模災害対策に関する指定都市市長会要請

近年、日本各地で大規模な災害により甚大な被害が多く発生しており、これらに備えた徹底的な事前防災の推進は喫緊の課題である。

国においては、過去の災害の教訓等を踏まえ、災害対策基本法や各種指針の改定を行うほか、「緊急防災・減災事業債」や「地域未来交付金」、「防災力強化総合交付金」などの様々な財政措置により、地方自治体の災害対策の推進にかかる支援が講じられている。

しかしながら、今後起こるとされる、南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震など、広域な範囲で甚大な被害が想定される大規模災害に備え、さらなる災害対策の推進が必要である。とりわけ、多くの人口が集中し、様々な都市機能や産業が集積する指定都市においては、災害時に人命、財産はもとより住民の暮らしを守り、社会経済の被害を最小限に抑えるため、迅速かつ効果的な対応が求められる。

大規模災害時において、指定都市では非常に多くの避難者が発生することが懸念されており、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児など、要配慮者の災害関連死の防止や、多様なニーズを踏まえながら、スフィア基準に適合した避難生活における良好な生活環境を確保していくために、質・量の両面から充実した資機材等の整備が必要とされている。

また、多くの観光客が来訪し、通勤・通学等の地域生活圏域の中核となる指定都市においては、大規模災害発生時に帰宅困難者の滞留が懸念されることから、帰宅困難者を一時的に収容する一時滞在施設の確保が不可欠である。しかし、施設管理者が損害賠償責任を問われるリスクへの懸念が障壁となり、施設確保が容易に進まないといった課題が長年解消されていない。

指定都市としては、各圏域の中核都市として、これら喫緊の課題に対して、自ら率先して取り組むとともに、令和 8 年中に設置が予定されている、災害対策の司令塔機能を担う「防災庁」とも十分な連携を図りながら、国と一体となって防災力の向上に取り組んでいく必要がある。

ついては、指定都市市長会として、今後起こり得る大規模災害に備えた災害対策を推進するため、下記のとおり要請する。

記

1 避難生活における生活環境の改善に向けた財政措置

避難生活における資機材等の整備をはじめとする事前防災の取組に対して、交付対象事業費の引き上げや、災害用の大型の資機材はもとより、消耗品・備品を含めた、個々の地方自治体のニーズに応じた品目についても広く対象とするなど、十分な財政措置を講ずること。

2 帰宅困難者対策への支援

帰宅困難者を受け入れる施設管理者の責任の範囲をより明確にするための法制度上の担保など、一時滞在施設の管理者の損害賠償責任を回避するための方策を講ずること。

令和 年 月 日
指定都市市長会

医療的ケアが必要な方や強度行動障害の状態にある方の家族の支援 に向けた指定都市市長会要請

重度の医療的ケア児・者については、日常的に介護する家族が、常に目を離すことができず、まとまった休息が取れないなど過酷な環境に置かれている。指定都市市長会では、令和7年8月にも、医療的ケア児・者の家族への支援拡充等を要請しており、医療的ケア児等総合支援事業における在宅レスパイト等への補助については一定の制度拡充が行われた。しかしながら、家族の負担軽減に向けては、施設・事業所における受入れの拡大など、さらなる支援の充実が不可欠である。

また、強度行動障害の状態にある方においても、頻回な自傷や他害など、本人や周囲に影響を及ぼす場合の適切な支援が難しく、施設入所支援や生活介護などの障害福祉サービス事業の受入を断られる場合もあり、家族が一手に介護を担い、疲弊している状況がある。

現行のサービス報酬基準では、施設等において支援に必要な人員を配置し、十分な支援を行うことが困難な状況にある。より手厚く継続的な支援を行い、家族の負担軽減を図るため、令和9年度の次期報酬改定に確実に反映するよう、指定都市市長会として下記のとおり要請する。

記

- 1 医療型短期入所を増やし、安定的に利用者を受け入れられるようにするため、基本報酬や加算等を見直し、事業所収入を入院と同等以上にするなどのインセンティブを設けること。

特に重度の医療的ケア児・者を受け入れるためには、専門性の高い病院等が運営することが必要であり、それに見合う報酬とするなど必要な財源措置を講ずること。

また、送迎に係る補助に加え、医療型短期入所事業所として日中活動の充実を図るために、人員体制の強化に向けた対応を行うこと。

- 2 生活介護は、放課後等デイサービスと同様に医療的ケア区分を設けるなどして、重度の医療的ケア者の支援に見合う水準まで報酬を増額すること。
- 3 生活介護や共同生活援助など強度行動障害の状態にある方が利用する事業所では、当該利用者に自傷や他害など、本人や周囲に影響を及ぼす行動がある場合、職員1人または複数人での支援が必要となることから、その支援を評価する報酬体系とすること。

令和 年 月 日
指定都市市長会